

柔道整復師（整骨院・接骨院）の かかり方・適正化にご協力を！

1. 柔道整復師にかかるときの注意

★ 負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合は、健康保険組合に連絡することが必要です。

★ 施術内容をよく確認し、必ず自分で署名を

療養費支給申請書は、受領者が柔道整復師に健康保険組合への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名または捺印してください。白紙の用紙にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

★ 領収書は必ずもらい、医療費通知で確認を

接骨院等からの請求の中には、健康保険の対象とならない施術・不適切と思われる請求が一部に見受けられます。必ず確認しましょう。

★ 長期に場合は医師の診断を

長期の施術になったときは内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう

★ 病院での治療との重複は不可

★ 「ついでに」受療は支給対象外です！

「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受療は支給対象外です

※施術内容について健康保険組合からおたずねすることがあります。

※不正受診が判明した場合は、健康保険組合負担分を過去に遡り請求させていただきます。

2. 健康保険が使える場合

業務上および通勤災害以外で発生したもの

■ 捻挫、打撲、挫傷（肉離れ等）

■ 骨折、脱臼、不全骨折

応急手当を除き医師の同意が必要です。

医師の同意（同意書）は実際に患者を診察した上で与えられます。

3. 健康保険が使えない場合

下記の場合に柔道整復師の施術を受けても、その費用は自己負担となります。

■ 日常生活での単なる疲れ、肩こり、腰痛

■ スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛

■ 医師が治療すべき椎間板ヘルニア

■ 脳疾患後遺症などの慢性病

■ 症状の改善の見られない長期漫然とした施術

■ 神経性による筋肉の痛み（リウマチ・関節炎等）

■ 数年前の治癒した箇所が自然に痛み出したもの等